## ○文部科学省訓令第十七号

文部科学省幹部候補育成課程実施規程を次のように定める。

平成二十六年九月三十日

文部科学大臣 下村 博文

# 文部科学省幹部候補育成課程実施規程

#### 目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 課程対象者の選定 (第五条―第七条)

第三 章 引 き 続 き課 程 対 象者とす Ś か どうか  $\mathcal{O}$ 判 定 第 八条 第十

第四章 課程の期間 (第十一条・第十二条)

第五章 課程の内容 (第十三条—第十六条)

第六章 課程の運用の特例 (第十七条・第十八条)

附則

第七

\_ 章

雑

則

( 第

(十九条)

第一章 総則

(趣旨)

第 内 十二年 条 閣 官 房 法 文 告 律 部 第 示 科学省 百二 第一 号。 + に · 号。 お け 以 る 以 下 下 幹 運 部 法 用 候 基 補 準 とい 育 成 とい う。 課 程 , う。 以 及 び 下 に 幹 定 部 課 程  $\emptyset$ 候 る 補 とい ŧ 育 成  $\mathcal{O}$ う。 0 課 ほ 程 か  $\mathcal{O}$ 運 は、 \_ 用 玉  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 家 規 基 公 程 準 務  $\mathcal{O}$ 平 員 定 成二十 法 めるところ 留昭 六年 和

(適用の範囲)

12

ょ

り

運

用

す

る。

第二 員 か 条 5 選定 課 程 す  $\mathcal{O}$ る 対 ŧ 象 者  $\mathcal{O}$ とす ) 以 下 課 程 対象 者 とい う。 は、 文部科 - 学省、 ス ポ ツ 庁 及 び 文化 庁

0)

職

(監督者)

第三 成二十 庁 施 訓 規 条 令第六号) 程 七 運 年 亚 用 成二 ス 基 ポ 準 + 第三 ] 第二 ツ 条 庁 年  $\bigcirc$ 第 文 訓 (二)イ 令 部 項に 第 科 六 学 に 号) 規定する評 省 定 訓  $\Diamond$ 第三 令 る 第 監 条 + 督 価 第 者 <del>--</del> 者を 号) は、 項 **,** \ 及 第 職 う。 び  $\equiv$ 員 文 条  $\mathcal{O}$ 化 第 人 とす 庁 事 人 項 評 Ź。 事 価 評 ス  $\mathcal{O}$ 評 ポ 価 実 価 施 者 ツ 規 庁 程 文 人 事 部 平 評 科 学 成二 価 実 省 + 施 人 事 規 年 評 程 文化 価 亚 実

(管理体制)

第 要 兀 な 条 連 絡 課 調 程 整 対 等 象 者 に 当  $\mathcal{O}$ た 育 る 成 者 が لح 効 L 率 て、 的 か 課 0 効 程 管 果 理 的 者 12 行 を わ 人 れ 置 る よう、 <\_ . 大 臣 を 補 佐 課 程  $\mathcal{O}$ 運 用 に 関

必

2 課 程 管 理 者 は、 大 臣 官 房 人 事 課 長 をもも 0 て 充て る。

#### 第二 章 課 程 対 象 者 $\mathcal{O}$ 選 定

#### 選 定 $\mathcal{O}$ 基 準 及 び 手 続

第 五. 条 課 程 管 理 者 は 毎 年 度 <del>\_\_\_</del> 口 以 上 職 員 課 程 対 象 者とし 7 選定 さ れ 7 V ) る 職 員 を除 に

0 7 て、 次  $\mathcal{O}$ 各 号 12 該 当 す る か 否 か 12 9 1 7 確 認 を 行 う ŧ  $\mathcal{O}$ لح す る。

採 用 後  $\equiv$ 年 以 上 勤 務 L 7 お ŋ か 0 勤 務 L て 11 る 期 間 が 十 五. 年 を 超 え 7 1 な 1

選 定 L ょ うと す る 日 以 前 12 お け る 直 近 口  $\mathcal{O}$ 能 力 評 価  $\mathcal{O}$ 全 体 評 語  $\mathcal{O}$ 1 ず れ カン が 優 良」  $\mathcal{O}$ 段 階

以 上 で あ り、 か つ、 t う 一 方 が Þ B 不 + 分  $\mathcal{O}$ 段 階 以 下 で な 1 . こ と 民 間 企 業 に 派 遣 さ れ 7 1

た لح 等  $\mathcal{O}$ 事 情 12 ょ ŋ 人 事 評 価 が 行 わ れ な か 0 た 期 間  $\mathcal{O}$ あ る 職 員 に 0 7 7 は 人 事 評 価 以

外

 $\mathcal{O}$ 

能

力  $\mathcal{O}$ 実 証 に 基 づ き 同 程 度 以 上 で あ る لح 認  $\Diamond$ 5 れ る 場 合 を 含 む 0

三 選 定 L ょ う غ す る 日 以 前 に お け る 直 近 兀 口  $\mathcal{O}$ 業 績 評 価  $\mathcal{O}$ 全 体 評 語  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か が 優 良」  $\mathcal{O}$ 段 階

以 上 で あ り か 0 他  $\mathcal{O}$ 業 績 評 価  $\mathcal{O}$ 全 体 評 語 が 良 好  $\mathcal{O}$ 段 階 以 上 で あ る こと 民 間 企 業 12 派 遣

さ れ 7 1 たこと 等  $\mathcal{O}$ 事 情 に ょ り 人 事 評 価 が 行 わ れ な か 0 た 期 間  $\mathcal{O}$ あ る 職 員 に 0 7 7 は 人 事 評

几 選 定 L ょ う لح す る 日 以 前 年 以 内 に 懲 戒 処 分 を 受 け 7 1 な 1

五.

文

部

科

学

省

ス

ポ

ツ

庁

又

は

文

化

庁

 $\mathcal{O}$ 

内

部

部

局

で

 $\mathcal{O}$ 

勤

務

経

験

が

あ

る

こと。

以

外

 $\mathcal{O}$ 

能

力

 $\mathcal{O}$ 

実

証

12

基

づ

き

同

程

度

以

上

で

あ

る

لح

認

8

5

れ

る

場

合

を含

む

価

六 文 部 科 学 省、 ス ポ ツ 庁 又 は 文 化 庁  $\mathcal{O}$ 内 部 部 局  $\mathcal{O}$ 係 長 若 L < は 課 長 補 佐  $\mathcal{O}$ 職 制 上  $\mathcal{O}$ 段 階 に 属 す

る 官 職 これ 12 相 当 す Ź 官 職 を含 む。 に 任 命 3 れ 7 *(* ) ること。

2 課 程 管 理 者 は 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 同 項 各 号  $\mathcal{O}$ 1 ず れ に ŧ 該 当することを確 認 L た 職 員 に 対 課

3 と き 課 は 程 管 当 理 者 該 希 は 望 を 前 表 項 明  $\mathcal{O}$ 規 L た 定 職 12 ょ 員 り ) 以 課 程 下 12 希 お 望 け 者 る 育 لح 成 1  $\mathcal{O}$ う。 対 象 کے な に ることに 0 7 て、 次 0 に 1 掲 て げ  $\mathcal{O}$ る 希 事 望 を 項 を 聴 取 取 ŋ L ま た

一 氏名、所属及び官職

と

8

る

t

 $\mathcal{O}$ 

と

す

る。

程

に

お

け

る

育

成

0

対

象

لح

な

ることに

つ

1

て

 $\mathcal{O}$ 

希

望

を

表

明

で

きる機会を設

け

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

と

す

<u>-</u> 取 り ま لح 8 た 日 以 前  $\mathcal{O}$ 勤 務  $\mathcal{O}$ 記 録 採 用 前  $\mathcal{O}$ 経 歴 又 は 資 格 等 で 課程 · 管 理 者 が 必 要と 認 8) る ŧ  $\mathcal{O}$ 

を含む。)

三 企 業 取 に ŋ ま 派 と 遣 さ 8 た れ て 日 以 1 たこと 前 12 お 等 け る  $\mathcal{O}$ 事 直 情 近 に ょ 口 ŋ  $\mathcal{O}$ 能 人 力 事 評 評 価 価 が  $\mathcal{O}$ 結 行 果 わ 及 れ な  $\mathcal{U}$ 直 か 近 0 匹 た 期 口 間  $\mathcal{O}$ 業  $\mathcal{O}$ 績 あ る 評 職 価 員  $\mathcal{O}$ 結 に 果 0 1 民 て は 間

人事評価以外の能力の実証を含む。)

兀 取 り ま لح 8 た 日 以 前 年 以 内  $\mathcal{O}$ 懲 戒 処 分  $\mathcal{O}$ 有 無

五 希望者の監督者の意見

4 考 慮 課 L 程 た 管 上 理 で、 者 は 課 程 希 望  $\mathcal{O}$ 育 者 成 12  $\mathcal{O}$ 0 対 7 て、 象とすることが 第 七 条 に 規 S 定 さわ す る 課 L 程 1 か  $\mathcal{O}$ 否 規 か 模 を 及 検 び 討 前 項 し、 第 大 五. 臣 号 に  $\mathcal{O}$ 報 監 告 督 す 者 る  $\mathcal{O}$ t 意 見  $\mathcal{O}$ لح を

する。

5 大臣 は 前 項 0 規 定 によ る 課 程 管理 者 か 5 0 報 告を 踏 まえ、 課 程 対象者を選定するも のとす

(選定の通知等)

第 六 条 前 条 第 五. 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 大 臣 が 課 程 対 象 者 を 選 定 L た 場 合 12 は、 課 程 管 理 者 は、 選定 さ れ た

職 員 及 び 当 該 職 員  $\mathcal{O}$ 監 督 者 に 対 し、 そ  $\mathcal{O}$ 旨 を 通 知 す る ŧ  $\mathcal{O}$ と す る。

2 課 程 管 理 者 は 希 望 者  $\mathcal{O}$ う 5 課 程 対 象 者 کے L 7 選 定 さ れ 7 1 な ١ ر ことに つ ١, 7 説 明 を 求 8) る 職

員 に 対 L 当 該 職 員  $\mathcal{O}$ 監督 者その 他  $\mathcal{O}$ 適 当と 認め る 職 員 を通 U て、 選定され てい な 7 理 由 を 説 明

す

るものとする。

(課程の規模)

第 七 条 課 程 対 象 者 12 0 7 7 は 毎 年 度、 五. + 人 を 超 え な 1 範 囲 内  $\mathcal{O}$ 人 数 を 選 定 す る t  $\mathcal{O}$ とす る。 た

だ 課 程 対 象 者  $\mathcal{O}$ 数 が 相 当 程 度 少 な 1 場 合 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 五 + 人 とす ることが 適 **当** で な 7 と 認 め 5 れ る

合で あ 0 て、 課 程  $\mathcal{O}$ 適 切 な 運 用 が 可 能 لح 認 8 5 れ る 場 合 は ک 0) 限 りで な 7

場

第三 章 引 き 続 き 課 程 対 象 者とす Ź か どう か  $\mathcal{O}$ 判 定

定期的な判定)

第 八 条 課 程 管 理 者 は 半 年 ごと に、 課 程 対 象 者 民 間 企 業 に 派 遣 さ れ 7 7 る こと 等  $\mathcal{O}$ 事 情 に ょ り 人

事 評 価 が 行 わ れ な 1 者 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 取 り ま لح 8 が 困 難 な者 を除 < . に 0 V て、 次に 掲 げ る 事 項 を 取 n

五頁

まとめるものとする。

- 一 氏名、所属及び官職
- に 派 取 遣 り ま さ لح れ て 8 た 1 た 日 ک 以 لح 前 等 に  $\mathcal{O}$ お け 事 Ź 情 直 12 近 ょ 0 り 能 人 力 事 評 評 価 価 0) が 結 行 果 わ 及 れ び な 直 か 近 0 た 期 回 間  $\mathcal{O}$ 業  $\mathcal{O}$ 績 あ る 評 職 価 員 0) 結 に 0 果 1 (民 7 間 は 企 業 人

事評価以外の能力の実証を含む。)

2

課 程 管 理 者 は 前 項  $\mathcal{O}$ 課 程 対 象 者  $\mathcal{O}$ う ち、 次 0 各 号  $\mathcal{O}$ **,** \ ず れ か に 該 当す る と 認 8 5 れ る者 に 0 *(* )

て、 同 項  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ り 取 り ま لح  $\emptyset$ た 事 項 を大 臣 に 報 告 す る

るこ 判 لح 定 ょ 民 うと 間 企 業 す Ś に 日 派 以 遣 前 さ に れ お て け 1 る た ک 直 لح 近 等  $\mathcal{O}$ 能  $\mathcal{O}$ 力 事 評 情 に 価  $\mathcal{O}$ ょ 全 り 体 人 評 事 評 語 が 価 が ¬ Þ 行 や不 わ れ  $\dot{+}$ な 分 か 0  $\mathcal{O}$ た 段 期 階 間 以  $\mathcal{O}$ 下 あ る で あ 職

員 に 0 1 7 は 人 事 評 価 以 外  $\mathcal{O}$ 能 力  $\mathcal{O}$ 実 証 に 基 づ き 同 程 度 で あ る لح 認  $\Diamond$ 5 れ る 場 合 を 含 む

段 階 以 下 で あ ること (民 間 企 業 に 派 遣 され 7 7 たこと等  $\mathcal{O}$ 事 情 に ょ ŋ 人 事 評 価 が 行 わ れ な か 0 た

判

定

L

ょ

うとする

日

以

前

に

お

け

る

直

近

口

 $\mathcal{O}$ 

業

績

評

価

 $\mathcal{O}$ 

全

体

評

語

が

1

ず

れ

ŧ

B

P

不

+

分

 $\mathcal{O}$ 

期 間  $\mathcal{O}$ あ る 職 員 に 0 1 て は 人 事 評 価 以 外  $\mathcal{O}$ 能 力 0) 実 証 12 基 づ き 同 程 度 で あ る لح 認 8 5 れ る 場 合

を含む。)。

4

3

- 課 程 管 理 者 は 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 報 告 に 意 見 を 付 す ること が で き る。
- 大 臣 は 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 課 程 管 理 者  $\mathcal{O}$ 報 告 を 踏 まえ、 引き 続 き課 程 対 象者 とす べ き特 段  $\mathcal{O}$ 事

情 が 認  $\Diamond$ 5 れ る 場 合 を 除 き、 引 き 続 き 課 程 対 象 者 لح L な 7 こと を 決 定 す る t  $\mathcal{O}$ と す る。

5 次 0 て  $\mathcal{O}$ 規 各 模 お 号 が ŋ  $\mathcal{O}$ 過 引 大 1 き ず で 続 れ あ き か る 課 た に 程 該  $\Diamond$ 当 課 対 す 象 程 者 ること  $\mathcal{O}$ کے 適 L 切 を な な 確 1 運 認 用 کے が L が た 困 適 難 職 当 員 な 場 で  $\mathcal{O}$ う 合 あ る 5 に と お 認 他 11 7  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 課 5 は 程 れ 課 る 対 者 象 程 12 者 管 と 0 理 比 者 1 て、 は L て 第 第 勤 務 項 実 項 に 績  $\mathcal{O}$ 掲 が ほ げ 劣 か

る

事

項

を

取

り

ま

لح

8

大

臣

に

報

告

す

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

と

す

る

は 間 判 企 業 定 人 事 に L 評 ょ 派 遣 う 価 さ لح 以 す れ 外 る  $\mathcal{O}$ 7 能 1 日 た 以 力 \_  $\mathcal{O}$ 前 実 لح 12 等 証 お 12  $\mathcal{O}$ け 基 事 る づ 情 直 き に 近 同 ょ  $\mathcal{O}$ 程 ŋ 能 度 人 力 事 で 評 評 価 あ る 価  $\mathcal{O}$ لح 全 が 認 行 体 評 8 わ 語 5 n れ な が る か 良 場 0 合 た 好 を 期 含 間  $\mathcal{O}$ 段 む  $\mathcal{O}$ 階 あ る で 職 あ る 員 12 کے 0 11 **(**民 7

لح 実  $\mathcal{O}$ 等 段 証 判 定 階 に  $\mathcal{O}$ 基 事 以 L ょ 情 づ 下 き で う に とす 同 あ ょ 程 Ŋ Ŋ 度 る 人 で 事 か 日 あ 評 つ、 以 る 前 価 لح ŧ が 12 認 行 う お 8 け わ <del>---</del> 5 れ 方 る が 直 れ な る 近 か 場 良 0 合 た 好 口 を 期  $\mathcal{O}$ 含 間  $\mathcal{O}$ 業 段 む  $\mathcal{O}$ 績 階 あ 評 る で 価 職 あ  $\mathcal{O}$ る 員 全 ک に 体 لح 0 評 **(**) 語 民 7  $\mathcal{O}$ は 間 11 ず 企 業 人 れ 事 に か 評 派 が 遣 価 B 以 さ 外 れ Þ  $\mathcal{O}$ 7 不 能 + 1 分 た 力  $\mathcal{O}$ 

6 課 程 管 理 者 は 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 報 告 に 意 見 を 付 す ること が で き る

7 大 臣 は 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 課 程 管 理 者  $\mathcal{O}$ 報 告 を 踏 ま え、 引 き 続 き 課 程 対 象 者 とし な ことを 決

(随時の判定)

定す

Ź

と

が

で

き

七

頁

第 九 条 課 程 管 理 者 は、 課程 対 象者 につい て、 次の 各 号  $\mathcal{O}$ , \ ず ħ か に 該 当することを確認 L た 職 員 に

一 課程対象者であることを希望しなくなったこと。

0

7)

て、

そ

 $\mathcal{O}$ 

氏

名、

所

属

及

び

官

職

を

取

り

まとめ

大臣

12

報

告す

る

ŧ

0)

とする。

- 5
- 2 課 程 引 き 管 続 理 者 き 課 は 程 前 対 象 項  $\mathcal{O}$ 者とすることが 規 定 に ょ る報 告 不 適 同 切 項 کے 第 認  $\Diamond$ 号に該 れ ること。 当す Ś 場 合に . 限 る。 に 意 見 を付 す

るこ

とができる。

3 大臣 は、 前二 項 0) 規 定による 課 程管 理者 0 報告を踏まえ、 引き続、 き課程対象者とし な いことを決

定するものとする。

(判定の通知等)

第 + 11 ことを 条 第 決 八 定 条 L 第 た 四 場 項 若 合 に L < は は 課 第 程 七 管 項 又 理 者 は は 前 条 第三 当 該 項 決 定  $\mathcal{O}$ 規 に ょ 定 り 12 課 ょ 程 ŋ 対 大 象 臣 者 が で 引 な き < 続 な き 課 0 た 程 職 対 象 員 及 者 لح び 当 L 該 な

職 員 、 の 監 督 者 に . 対 し、 そ の旨 を 通 知 する もの とする。

2 さ 課 れ 程 た 管 職 理 員 者 を 除 は < 前 項 に  $\mathcal{O}$ 対 通 し、 知  $\mathcal{O}$ 当 対 象 該 職 職 員 員  $\mathcal{O}$ 前 監 条第 督 者 そ 号  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 他 理  $\mathcal{O}$ 適 由 当と に ょ 認 り 課 8) 程 る 職 対 象 員 を通 者とし じ て、 な 1 こと 課 程 が 対 象 決 定 者

第四章 課程の期間

とし

な

いく

ことを

決

定

L

た

理

由

を

説

明

す

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

とする。

### (課程の期間)

第 + 条 課 程  $\mathcal{O}$ 標 準 的 な 期 間 は、 選定 後 課 程 に 在 籍 L た 期 間 が + 五. 年 経 過 す るま で 0) 間 とする。 た

だ 特 段  $\mathcal{O}$ 事 情 が 認  $\Diamond$ 5 れ る 課 程 対 象 者 に 0 1 7 は 当 該 期 間 を 延 長 す ること が で き

- 2 前 項  $\mathcal{O}$ 課 程  $\mathcal{O}$ 標 潍 的 な 期 間 を 経 過 す る 前 に、 課 程 対 象 者 が 管 理 職 れ 12 相 当 す る 官 職 を
- に 任 命 さ れ た 場 合 に は 当 該 課 程 対 象 者 は そ  $\mathcal{O}$ 任 命 時 に 課 程 を 終 了 す る ŧ  $\mathcal{O}$ とす る。

## (終了の通知等)

第 十二条 課 程 管 理 者 は、 課 程 対 象 者 に つ 7 て、 前 条 第 項  $\mathcal{O}$ 課 程  $\mathcal{O}$ 標 準 的 な 期 間 を 経 過 L たと 認 8

5 れ る 者 に 0 ١, て、 そ  $\mathcal{O}$ 氏 名 所 属 及 び 官 職 を 取 ŋ ま لح め 大 臣 12 報 告 す る Ł  $\mathcal{O}$ とす る。

2 大 臣 は 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 課 程 管 理 者  $\mathcal{O}$ 報 告 を 踏 ま え 課 程 を 終 了 さ せ ることを 決 定 す る ŧ  $\mathcal{O}$ と す

る。

3 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 大 臣 が 課 程 を 終 了 さ せ た 場 合 に は、 課 程 管 理 者 は、 当 該 課 程 対 象 者 及 び 当 該 課

程 対 象 者  $\mathcal{O}$ 監 督 者 12 対 L そ  $\mathcal{O}$ 旨 を 通 知 す る ŧ  $\mathcal{O}$ とす

第五章 課程の内容

課 程 対 象 者  $\mathcal{O}$ 配 置 に 関 す る 基 本 的 な 方 針

第 十三 条 課 程 対 象 者  $\mathcal{O}$ 配 置 に 0 1 7 は 課 程 対 象 者 が 課 程 に 属 す る 期 間 中、 そ  $\mathcal{O}$ 職 務  $\mathcal{O}$ 遂 行 等 を 通

じて、 所 管 行 政 に 係 る 専 菛 性 政 策  $\mathcal{O}$ 企 画 立 案 及 び 業 務  $\mathcal{O}$ 管 理 に 係 る 能 力 等  $\mathcal{O}$ 職 務 遂 行 能 力 を 効 果

一 〇 頁

的 か つ 効 率 的 に · 修 得で きるよう、 計 画 的 に、 適 時 適 切 な業 務 等 に 従 事させることを基本 とする。

2 課 程 管 理 者 は 前 項 を 踏 ま え、 必 要 な 連 絡 調 整等 を 行うも  $\mathcal{O}$ とする。

(多様な勤務を経験する機会等)

第 + 兀 条 課 程 管 理 者 は、 課 程 対 象 者 が 課 程 に 属 す る 期 間 中、 他 府 省 等、 地 方 公 共 団 体 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 地 方

れ る Ĵ う、 必 要 な 連 絡 調 整 等 に 努 8 る t 0) とす

所

在

 $\mathcal{O}$ 

機

関

民

間

企

業

又

は

玉

際

機

関

等

に

お

け

る

勤

務

を

経

験

す

る

機

会

等

が

原

則

とし

て 二

口

以

上

付

与

さ

(内閣人事局が実施する研修への参加)

第 + 五. 条 課 程 管 理 者 は 課 程 対 象 者 が 課 程 に 属 す る 期 間 中、 内 閣 人 事 局 が 実 施する研修 を計 画 的 に

受 講 で きる ょ う、 必 要 な 連 絡 調 整 等 を 行 う ŧ  $\mathcal{O}$ とす る。

(研修等)

第 + - 六条 文 部 科学 · 省 が 実 施 する課 程 対 象者 に対する研 修 は、 次  $\mathcal{O}$ と お りとす

係長 級 研 修 文 部 科学 省 ス ポ ツ 庁 及 び 文 化 庁  $\mathcal{O}$ 内 部 部 局  $\mathcal{O}$ 係 長  $\mathcal{O}$ 職 制 上  $\mathcal{O}$ 段 階 に · 属 する官

職 ( ) れ に 相 ! 当 す る官 職 を含 む。 を 占  $\Diamond$ る 課 程 対 象 者 12 対 し、 文 部 科 学 ·省  $\mathcal{O}$ 所 管 行 政 を 踏 まえ

政 策 に 関 す る 知 識 を 深 め るととも に、 業 務  $\mathcal{O}$ 管 理 12 係 る 能 力  $\mathcal{O}$ 向 上 を 义 る こと を 目 的 と す る。

属 がする 課 長 官 補 職 佐 級 これ 研 修 に 相 文 当する官職 部 科 学 省 を含 ス ポ む ツ 庁 を 及 占 び め 文 る 化 課 庁 程  $\mathcal{O}$ 対 内 象 部 者 部 に 局 対  $\mathcal{O}$ 課 し、 長 文 補 部 佐 科  $\mathcal{O}$ 学 職 省 制  $\mathcal{O}$ 上 所  $\mathcal{O}$ 管 段 行 階 政 に

を 踏 「まえ、 管 理 職 員 に 求 8) 5 れ る 政 策  $\mathcal{O}$ 企 画 案及 び 業 務 0) 管 理 に 係 る 能 力 0 育 成 を 図ることを

目的とする。

2 課 程 管 理 者 は 課程 対象者が 課 程 に 属 す Ź 期 間 中、 適 切 な時 期に 前 項の 研修を受講すること が で

きる ょ う、 必 要 な 連 絡 調 整 等 を 行 う ŧ  $\mathcal{O}$ لح す る

3 課 程 管 理 者 は 課 程 対 象 者 が 課 程 に 属 す る 期 間 中、 そ  $\mathcal{O}$ 職 業 能 力 0) 開 発 及 び 向 上  $\mathcal{O}$ た め、 自 己 啓

発  $\mathcal{O}$ 機 会 を 確 保で きるよ う、 環 境 整 備 等 を 図 る 観 点 カン ら、 必 要 な 連 絡 調 整 等 に 努 8 る t 0 とする。

第六章 課程の運用の特例

(中途採用職員の選定の特例)

第 + 七 条 経 験 者 採 用 試 験 に 合 格 L 採 用 さ れ た 職 員 及 び 法 第三 + 六 条 た だ L 書 に 規 定 す る 選 考 に ょ n

採 用 さ れ た 職 員 職 制 上  $\mathcal{O}$ 段 階 が 文 部 科 学 省、 ス ポ ツ 庁 又 は 文 化 庁  $\mathcal{O}$ 内 部 部 局  $\mathcal{O}$ 係 長 若 L < は 課

長 補 佐  $\mathcal{O}$ 職 制 上 0) 段 階 に 属 す る官 職 これ に 相当 す る 官 職 を含 む。 12 採 用 さ れ た 者 に 限 る 以 下

中 途 採 用 職 員 という。 に つい ては、 条 件付 採 用 期 間 を 経過 L て お り、 か つ、 人 事 評 価 以 外  $\mathcal{O}$ 

三 能 号 力 ま 0 で 実 証  $\mathcal{O}$ に 1 ず ょ り れ 課 か 程 12 対 該 象 当 者 L な لح す 1 場 ること 合 で あ が 適 0 当 7 と Ł 認 課  $\Diamond$ 5 程 に れ る お 場 け 合 る 育 に は 成  $\mathcal{O}$ 第 対 五. 象 と 条 な 第 る ベ 項 き 第 者 لح 号 か L 5 7 選 第

定することができるものとする。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 選 定 す る場 合 は、 第五 条及び第六 条に規定す る手 続 を準 用する ŧ  $\mathcal{O}$ とす る。

中 途 採 用 職 員 及 び 相 当  $\mathcal{O}$ 勤 務 経 験 を 有 す る 職 員  $\mathcal{O}$ 育 成  $\mathcal{O}$ 特 例

第 Ļ 職 + 員 八 又  $\mathcal{O}$ 条 勤 は 務 研 課 経 修 程 を 験 対 受 象 講 者 知 さ 識 に 及 せ 選 び れ 定 さ ば 資 足 格 れ 等 り た る を 中 考 ŧ 途 慮  $\mathcal{O}$ 採 لح 用 職 相 員 当と 第 及 + び 認 相 条 め 当 る 第  $\mathcal{O}$ 場 勤 項 合 務  $\mathcal{O}$ に 経 課 限 験 程 ŋ を 有 第  $\mathcal{O}$ 標 す 五 準 章 る 的 職  $\mathcal{O}$ な 勤 員 務 に 期 間  $\mathcal{O}$ 対 機  $\mathcal{O}$ L 会 7 経 等 過 は を 前 付 で そ あ 与  $\mathcal{O}$ 

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ n 課 程 を 終 了 さ せ る 場 合 は 第 十 二 条 に 規 定 す る手 続 を準 用 す Ź ŧ 0 とする。

第 七 章 雑 則

細

則

0

7

Ł

課

程

を

終

了

さ

せ

る

こと

が

で

きる

ŧ

0

と

す

る。

第 +九 条 ک  $\mathcal{O}$ 規 程  $\mathcal{O}$ 施 行 に 際 L 必 要 な 事 項 は、 課 程 管 理 者 が 定 8 る。

附 則

1  $\sum_{}$  $\mathcal{O}$ 訓 令 は 平 成 + 六 年 + 月 <del>---</del> 日 か 5 施 行 す る

2 用 に  $\sum_{}$  $\mathcal{O}$ 0 訓 7 7 令 は  $\mathcal{O}$ 施 同 行 号  $\mathcal{O}$ 中 日 か +5 平 五. 年 成 <u>二</u> 十 لح 九 あ 年 る 八  $\mathcal{O}$ 月二十 は + 八 五. 日 年 ま で لح  $\mathcal{O}$ す 間 る。 は 第 五. 条 第 項 第 号  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適

3  $\mathcal{O}$ に 勤 平 か 務 成二 か 経 わ 験 + 5 を ず 六 有 年 す 度 兀 る 12 百 課 お 五 程 + け 対 人 る 象 を 課 者 超 程 に え に 0 な お 1 1 け 7 範 る は 育 井 成  $\mathcal{O}$ 第 人  $\mathcal{O}$ + 数 対 八 を 象 条 選 と 定 な  $\mathcal{O}$ 規 す る 定 る ベ き者 に t . 基  $\mathcal{O}$ とす づ  $\mathcal{O}$ き、 選 る。 定 相 に 当と 0  $\mathcal{O}$ 1 認 場 7 合 は 8 る に 場 お 第 合 七 1 に 7 条 限  $\mathcal{O}$ ŋ 相 規 第 当 定

五. 章  $\mathcal{O}$ 勤 務  $\mathcal{O}$ 機会等を付 与 し、 又 は 研 修 を受 講 させ れ ば 足 り る ŧ 0 とし、 第十 条 第 項 0 課 程  $\mathcal{O}$ 

標 準 的 な 期 間  $\mathcal{O}$ 経 過 前 で あ 0 7 ŧ 課 程 を 終 了 させ ることが できるも のとする。

附 則

 $\sum_{}$  $\mathcal{O}$ 訓 令 は 平 成 + 七 年  $\dot{+}$ 月 日 カ 5 実 施 す る。

附 則

施 行 期 日

第 条 ک 0) 訓 令 は、 公 布  $\mathcal{O}$ 日 か 5 施 行 し、 令 和 兀 年 + 月 \_\_ 日 カン 5 適 用 す る。

経 過 措 置)

第二 条 職 員 を 選 定 L ょ うとす る 日 以 前 に お け る 直 近二 口  $\mathcal{O}$ 能 力 評 価 及  $\mathcal{U}$ 直 近 兀 回  $\mathcal{O}$ 業 績 評 価  $\mathcal{O}$ 全 体

評 語  $\mathcal{O}$ 全 部 が 令 和 兀 年 九 月 三 + 日 ま で  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か  $\mathcal{O}$ 評 価 期 間 に 係 る 能 力 評 価 又 は 業 績 評 価  $\mathcal{O}$ 全

体

評 語 とな る 間 に お け る 職 員  $\mathcal{O}$ 選 定  $\mathcal{O}$ 基 準 に 0 V) 7 は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ る。

第三 評 語 条  $\mathcal{O}$ 職 部 員 を が 選 令 定 和 L ようとす 兀 年 九 月三十 る 日 日 以 前 ま で に お  $\mathcal{O}$ け 1 ず る 直 れ 近二 か  $\mathcal{O}$ 評 口 価  $\mathcal{O}$ 能 期 間 力 に 評 係 価 る 及 能 び 力 直 近 評 兀 価 又 口 は  $\mathcal{O}$ 業 業 績 績 評 評 価 価  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 全 全 体 体

評 語 کے な る 間 に は お け る ک 0) 規 程 中 に ょ る 改 良」 正 後  $\mathcal{O}$ 文 部 科 学 は 省 幹 部 位 候 補 育 成 課 は 程 実 施 規 程 第 五. 条 第 項

 $\mathcal{O}$ 

適

用

に

0

1

て

同

項

第

号

優

\_

と

あ

る

 $\mathcal{O}$ 

上

 $\mathcal{O}$ 

段

階

又

優

良」

と、

B

Þ 不  $\dot{+}$ 分 とあ る  $\mathcal{O}$ は 〒 位  $\mathcal{O}$ 段 階 又 は 「やや不十分」」 と、 同 項 第三号 中 兀 口  $\mathcal{O}$ 業 績 評 価  $\mathcal{O}$ 

評 全 価 体 評 令 語 和  $\mathcal{O}$ 1 兀 ず 年 れ 九 月 カン  $\equiv$ が + 優 日 良」 ま で  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 段 1 ず 階 以 れ 上 か で  $\mathcal{O}$ 評 あ り、 価 期 間 カン つ、 に 係 る 他 業  $\mathcal{O}$ 業 績 評 績 価 評 を 価 含 \_\_ لح む あ 場 合 る は  $\mathcal{O}$ は 当  $\equiv$ 該 業 回 績  $\mathcal{O}$ 業 評 価 績

 $\mathcal{O}$ 

口

数

を

除

1

た

口

数

 $\mathcal{O}$ 

業

績

評

価

とす

る

第 12 評 兀 か 係 条  $\mathcal{O}$ 価 判 る 及 定 能 び 職 力 員  $\mathcal{O}$ 直 基 近 を 評 準 引 価 に 口 又 き 続 0 は  $\mathcal{O}$ 業 業 き 1 て 績 績 課 は 評 評 程 対 価 価 な 象  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 者 全 お 全 لح 体 体 従 す 評 評 前 る  $\mathcal{O}$ 語 語 と カゝ 例  $\mathcal{O}$ どう な に 全 部 る 間 が か に  $\mathcal{O}$ 令 判 お け 和 定 を る 几 職 年 L 員 よう 九 を 月 とす 引 三 き + 続 る 日 き ま 日 課 で 以 程 前  $\mathcal{O}$ 対 に 1 象 ず お 者 れ け لح カン る す 直  $\mathcal{O}$ る 評 近 か  $\mathcal{O}$ 価 ど 能 期 間 力

ょ

る

第 分 + 評 五 あ  $\mathcal{O}$ 候 に 分 は 補 係 価 0 条 7  $\mathcal{O}$ る 育 及 段 Ł 能 U 職  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 成 階 う 段 課 員 直 力 方 以 階 を 程 評 近 下 方 が 実 引 以 価 が 下 き 下 施 又 口 とす 続 で 位 規 は  $\mathcal{O}$ 良 程 き あ 業 業  $\mathcal{O}$ Ź 段 第 績 課 好 り 績 階 八 評 評 程 条 対 で  $\mathcal{O}$ か 価 価 段 あ 象 0  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 階 者 規 全 全 0 とす t て で 定 体 体 ŧ う — あ 評 評  $\mathcal{O}$ Š る ること 適 語 語 方 用 と か  $\mathcal{O}$ が 方 な ٢, に <del>---</del> が 又 部 う る 0 は 良 間 1 が か 好 と、 て に  $\mathcal{O}$ 方 は お 令 判 が  $\mathcal{O}$ 同 け 和 定 段 中 条 る を 兀 同 階 第 条  $\sum_{}$ L 位 年  $\mathcal{O}$ 五. 第 ようとす  $\mathcal{O}$ 九 段 لح 項 規 月 第二 階 項 程 三 あ 第二 で 12 + る 号 る あ  $\mathcal{O}$ ょ 日 中 号 は る 0 ま 日 7 中 改 で 以 ŧ 前  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 正  $\mathcal{O}$ う に 1 が 後 1 ず ず 方 1  $\mathcal{O}$ お 方 ず が れ 文 n け が 下 か れ 部 カン る が \$ 直 位 科  $\mathcal{O}$ ~ や 学  $\mathcal{O}$ 評 近 ~ や Þ 段 لح 省 価  $\mathcal{O}$ 不 階 あ 幹 Þ 能 期 + 不 力 で る 部 間